

やまがた

社会保険

職場内で回覧しましょう

C O N T E N T S

P2-3

日本年金機構

- 算定基礎届の提出
お忘れではないですか？
- お役に立ちます！
ワンポイント相談室⑤

P4-5

協会けんぽ

- 「健康経営®」を進めることが
従業員の定着につながります！
- おしえて!やまがたさん!
～健康経営優良法人認定とは?～
- 協会けんぽの新しいコミュニケーションロゴはこちらです!

P6-7

社会保険協会

- 「年金説明会」のご案内
- 一般財団法人
山形県社会保険協会決算状況
- 「社会保険事務講習会」のご案内
- 庄内支部・新庄支部からのお知らせ

四ヶ村の棚田(大蔵村)

No.644

7-8

2026年 7-8月号



算定基礎届の提出 お忘れではないですか？

算定基礎届とは？

健康保険・厚生年金保険では、被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回、標準報酬月額を決定しており、その届書を算定基礎届といいます。

算定基礎届は、保険料の計算など社会保険の基礎となる大切な届出ですので、正しく記載し、期限内に提出します。

算定基礎届のチェックポイント

対 象 者	7月1日現在の被保険者及び被用者。(70才以上の方も全員対象となります。) - 産休、育児休業、退職、欠勤中の被保険者も対象です。 ※令和8年6月1日以降に被保険者になった方は対象外です。
対 象 月	4・5・6月に支給された報酬が対象です。 1ヶ月の支払基礎日数が17日以上ある月を対象とします。 (特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日以上が対象)
報 酬	- 基本給のほかに通勤手当や残業手当など支払われた全ての手当を含みます。 - ただし、遡及支払や臨時的な支払は除いて修正します。 - 臨時的な支払は賞与に該当する場合があります。→賞与の届出が必要です。
2等級以上 変動がある人	7月または8月から月額変更に該当する方は、「備考」欄の「3.月額変更予定」に記載します。 「月額変更届」を別に提出します。
資格喪失者	すでに資格喪失している方は、「備考」欄の「9.その他」に「令和〇年〇月〇日喪失」と記載します。

記載例

支払基礎日数

月給制の場合

暦の日数

例) 給与が月末締め等の翌月払いで3月分の給与を4月に支払った場合、4月の支払基礎日数は31日となります。

なお、欠勤日数分の給与が差し引かれた場合は、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を差し引いた日数を記入します。

日給制・時給制の場合
出勤日数

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届
(兼)厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎届

令和 年 月 日提出

事業所 所在地 事業主氏名 電話番号

社会保険労務士記載欄

受付印

項目名 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

支払基礎日数が、
17日以上月の
総計額

総計額を支払基礎
日数が17日以上
の月数で割ります。

1ヶ月の支給総額
を記入。
※手当等も含めて記
入します。

給与の支払対象となる期間の途中から入社したとき

●給与の支払対象となる期間の途中から資格取得したことにより1ヶ月分の給与が支給されない場合
⇒1ヶ月分の給与が支給されない月(途中入社月)を除いた月を対象とします。

本来、1ヶ月分として受ける額を受けていないことから、算定の対象月から除きます。

※6月のみの報酬を記入します。 報酬月額=200,000円(6月分)

お役に立ちます！ ワンポイント相談室^{⑤⑥} 老齢厚生年金の支給調整
(令和8年4月分～)

Q 働きながら年金を受給する場合、令和8年4月分からの老齢厚生年金の支給調整はどのようになりますか？

A 令和8年4月分から会社員等の厚生年金保険に加入していた方が受給する老齢厚生年金は、支給額が以下のように調整されます。なお、厚生年金基金に加入したことがある方は、基金の年金（代行部分）も含めて調整されます。

● 在職老齡年金

働きながら(厚生年金保険に加入)老齢厚生年金を受給している60歳以上の方は、基本月額と総報酬月額相当額を合計して65万円を超える場合、老齢厚生年金の月額は**65万円を超える部分の2分の1が支給停止**(下表参考)されます。また、70歳以上の方が在職中(厚生年金保険に加入する程度の勤務)に老齢厚生年金を受給する場合は、60歳以上70歳未満の方と同様に支給調整されますが、厚生年金保険の被保険者ではないため、厚生年金保険料の負担はありません(事業主からの届出が必要)。

老齢厚生年金 の支給調整	基本月額+総報酬月額相当額	支給額(月額)
	65万円以下	支給停止はありません
	65万円超	基本月額－(基本月額+総報酬月額相当額－65万円)÷2

●基本月額：加給年金額を除いた老齢厚生(退職共済)年金(報酬比例部分)の月額
 ●総報酬月額相当額：(その月の標準報酬月額)+(その月以前1年間の標準賞与額の合計)÷12
 ※70歳以上の方の場合、標準報酬月額は「標準報酬月額に相当する額」、標準賞与額は「標準賞与額に相当する額」となります。

●雇用保険と老齢厚生年金の調整

60歳以上65歳未満で老齢厚生年金を受給している方がハローワークで求職の申し込みをしたときは、雇用保険の基本手当（船員保険の失業保険金を含む）の受給に関係なく、老齢厚生年金が一定期間、**全額支給停止**（加給年金を含む）されます。60歳以上65歳未満で老齢厚生年金を受給しながら在職（厚生年金保険に加入）している方が高齢雇用継続給付を受けるときは、在職による年金の支給停止に加え、年金の一部が支給停止となります。

詳しくは、[日本年金機構ホームページ](#) ▶ [雇用保険と年金の調整](#) でご確認ください。

日本年金機構 山形県内各年金事務所 URL <https://www.nenkin.go.jp/>

URL <https://www.nenkin.go.jp/>

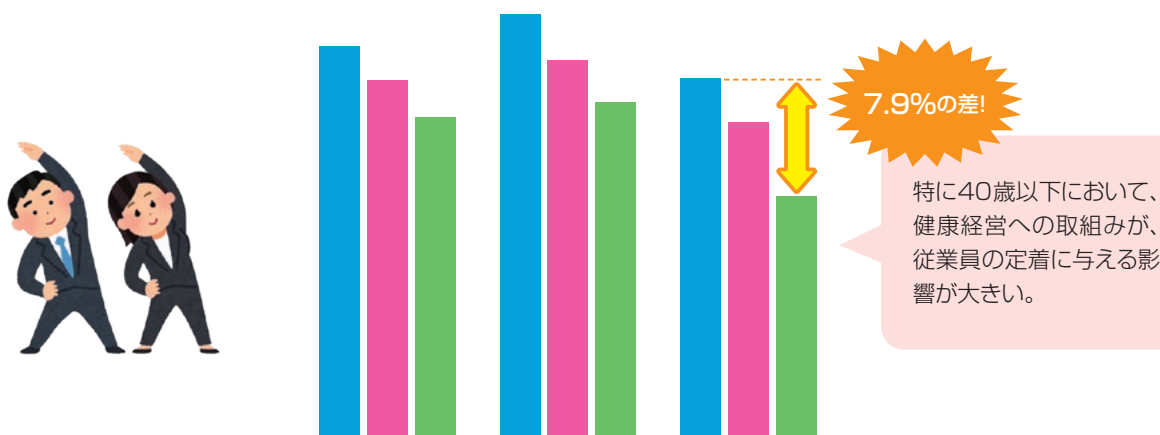
「健康経営®」を進めることが従業員の定着につながります！

※「健康経営®」は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

山形支部において、**健康経営優良法人**の認定を受けている事業所、やまがた健康企業宣言に登録している事業所、及び登録していない事業所における従業員の定着を調査した結果、健康経営に取り組む事業所は未登録の事業所に比べて従業員の定着率が高いことがわかりました。

※本調査結果は令和8年5月24日付 山形新聞一面で掲載されました。

健康経営優良法人 …… 日本健康会議が特に優良な健康経営を実践しているとして認定した法人。
「大規模法人部門」と「中小規模法人部門」の2つの部門が設けられています。



年度末年齢 (2023年度末)		65歳以下	60歳以下	40歳以下
以前から宣言あり	①優良法人2026認定あり	79.2%	81.3%	77.0%
	②優良法人2026認定なし	76.9%	78.2%	74.1%
③宣言なし		74.4%	75.4%	69.1%

やまがた健康企業宣言の登録や、健康経営優良法人の認定を受けることで事業所全体の健康度向上が見込めます。

まずは宣言登録！そして優良法人認定！

例年、8月中旬ごろから健康経営優良法人の申し込み受付がスタートします。

協会けんぽ山形支部にご加入の事業所さまが中小規模法人部門に申請を行う場合、山形支部で実施する「やまがた健康企業宣言」への登録が必須事項となります。

STEP 1 協会けんぽ山形支部までご登録用紙をご提出ください

ご登録後、宣言書・登録証をお送りいたします。社内・社外への発信にご活用ください。

なお、ご登録にあたっては40歳以上の従業員の健診データが、協会けんぽに70%以上提供できていることが前提となります。

STEP 2 宣言した目標に向けて、取り組みをスタートしましょう！

やまがた健康企業宣言について詳しくはこちら ▶



おしえて！やまがたさん！



～健康経営優良法人
認定とは？～



【やまがたさん】

総務課に所属する
健康保険に詳しいベテラン



【たなかくん】

総務課の若手社員

1



今日の新聞に健康経営優良法人に登録された企業の一覧が載ってましたけど、一体どういった基準で選ばれた企業なんでしょう？

よく新聞をチェックしてるわね。偉いわ！
一言で言うと、健康経営に対して
特に前向きに取り組んでいる企業のことよ！



2

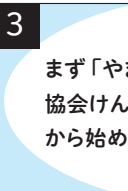


なるほど、健康経営か…。
でも、健康経営って
何から始めるのかいまいち
わからないですね。

実は優良法人の認定を受けるには
必須要件があって、
「やまがた健康企業宣言」に登録されて
いる必要があるの！



3



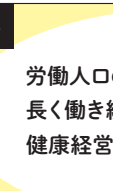
まず「やまがた健康企業宣言」に登録して
協会けんぽからのサポートを受けること
から始めるのがいいわ！



つまり「やまがた健康企業宣言」に
登録すれば健康経営への
スタートを切れて、優良法人認定の
ステップにもなるんですね！



4



労働人口の減少が進む現在、
長く働き続けてもらうために
健康経営が重要視されているのよ。



そうなんですね。
わが社も健康経営に取り組んで
いきましょうよ！



健康経営優良法人2026が発表されました！

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している企業を顕彰する制度です。

令和8年3月9日、「健康経営優良法人2026」が発表され、山形支部の加入事業所さまから**421社**が認定されました。

山形支部では健康経営優良法人の認定事業所が年々増加しています。まずはやまがた健康企業宣言に登録いただき、健康経営優良法人の認定を目指してみませんか？

認定事業所の一覧はこちら▶



協会けんぽの新しいコミュニケーションロゴはこちらです！

「もしも」と「いつも」に安心を。



協力

協会けんぽの新しいロゴマークにお気づきになりましたか？
このたび協会けんぽの新しいコミュニケーションロゴができました。

「協」のつくりの力三つは「劦(きょう)」と言い、力を集める
という意味があります。幸福の象徴である三羽の「青い鳥」
が力を合わせ、健やかで安心な生活を築き、輝く明日へと羽
ばたく様を表しています。

お問い合わせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）山形支部

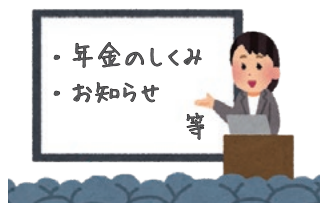
〒990-8587 山形市幸町 18-20 JA 山形市本店ビル 5 階 TEL. 023-629-7225

協会けんぽ

検索

URL <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

【会員事業所さま限定】「年金説明会」のご案内



これから年金を請求される方等を対象に、下記の日程で年金説明会を開催します。年金事務所の職員が年金制度や手続きについてわかりやすく説明します。資料代や参加費は無料です。

参加者を**当協会会員事業所の被保険者さまに限定し、1会場あたり1事業所さま最大5名まで**とさせていただきます。

参加申込書など詳しくは当協会ホームページをご覧ください。

開催地区	開催日	時間	会場	定員
置 賜	8月22日(土)	9:30~11:30	長井市民文化会館 長井市館町北5-10	40名
置 賜	9月 5日(土)	9:30~11:30	伝国の杜 置賜文化ホール 米沢市丸の内1-2-1	50名
寒河江	9月 5日(土)	10:00~12:00	東根市職業訓練センター 東根市中央1-3-1	40名
山 形	9月26日(土)	9:30~11:30	山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング) 山形市平久保100	75名
庄 内	10月18日(日)	10:00~12:00	ホテルリッチ&ガーデン酒田 酒田市若竹町1-1-1	70名
新 庄	10月24日(土)	9:30~11:30	最上広域交流センター(ゆめりあ) 新庄市多門町1-2	30名
庄 内	10月31日(土)	10:00~12:00	東京第一ホテル鶴岡 鶴岡市錦町2-10	70名
寒河江	11月14日(土)	10:00~12:00	寒河江市技術交流プラザ 寒河江市中央工業団地153-1	40名
山 形	11月28日(土)	9:30~11:30	山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング) 山形市平久保100	75名

一般財団法人 山形県社会保険協会決算状況

令和7年度の事業結果と決算について承認されました。決算状況は以下のとおりです。

令和7年度正味財産増減計算書 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

科目	7年度決算	前年度決算	比較増減
一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	42,167,704	42,706,994	△ 539,290
(2) 経常費用	42,674,833	42,256,931	417,902
当期経常増減額	△ 507,129	450,063	△ 957,192
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	920,000	△ 920,000
(2) 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	920,000	△ 920,000
3 当期一般正味財産増減額	△ 507,129	1,370,063	△ 1,877,192
4 一般正味財産期首残高	107,661,397	106,291,334	1,370,063
5 一般正味財産期末残高	107,154,268	107,661,397	△ 507,129

※ 詳細につきましては、当協会ホームページに掲載しております。

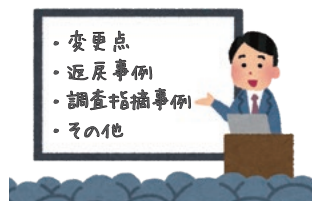
【会員事業所さま限定】「社会保険事務講習会」のご案内

健康保険、厚生年金保険及び労働保険の事務担当者さま（概ね1年以上担当経験のある方）を対象に、必要な知識の習得と適正な事務手続きの理解を深めていただくことを目的として、下表の日程で講習会を開催いたします。

【山形県社会保険委員会連合会後援の講習会です。】

参加者を当協会会員事業所さまに限定しての開催とさせていただきますので、ご理解願います。

参加申込書など詳しくは当協会ホームページをご覧ください。



- 【講習会の主な内容】
- 健康保険・雇用保険に関する最近の取扱いの変更点
 - 提出書類の記入誤りや記載不備により返戻される事例の紹介
 - 年金制度改正（短時間労働者の適用拡大・保険料調整制度）
 - 子育て支援のための制度 など

地 区	日 時	会 場	講 師	定 員
山 形	10月 6日(火) 13:30～16:30	山形国際交流プラザ（山形ビッグウイング） 山形市平久保 100	協会けんぽ職員 年金事務所職員 ハローワーク職員	75名
庄 内	9月16日(水) 13:30～16:30	東北公益文科大学 酒田市飯森山 3-5-1	協会けんぽ職員 年金事務所職員 ハローワーク職員	70名
置 賜	10月27日(火) 13:30～16:30	伝国の杜 置賜文化ホール 米沢市丸の内 1-2-1	協会けんぽ職員 年金事務所職員 ハローワーク職員	50名
新 庄	10月22日(木) 13:30～16:30	最上広域交流センター（ゆめりあ） 新庄市多門町 1-2	協会けんぽ職員 年金事務所職員 ハローワーク職員	30名
寒河江	10月23日(金) 13:30～16:30	寒河江市技術交流プラザ 寒河江市中央工業団地 153-1	協会けんぽ職員 年金事務所職員 ハローワーク職員	40名

庄内支部からのお知らせ

健康づくり事業として、ゴルフ大会を開催します。皆さまの参加をお待ちしております。

【庄内支部健康づくりゴルフ大会】

日 時	令和8年9月12日(土) 9時まで集合
場 所	庄内ゴルフ倶楽部（庄内町）
参加費	2,000円（プレー費は自己負担）
定 員	16名
申込期限	令和8年8月28日（金）

《申込方法》 ①事業所名、②参加者氏名、③年齢、④参加支部名を記載した申込書（任意様式）をFAX（023-633-4114）にてお申込みください。
申込先：一般財団法人 山形県社会保険協会
ただし、定員になり次第締め切らせていただきます。

新庄支部からのお知らせ

【新庄支部健康づくりゴルフ大会】

日 時	令和8年10月3日(土) 9時20分まで集合
場 所	新庄アーデンゴルフ倶楽部（新庄市）
参加費	2,000円（プレー費は自己負担）
定 員	40名
申込期限	令和8年9月18日（金）



お問い合わせ・お申し込み

一般財団法人 山形県社会保険協会 〒990-0043 山形市本町 2-3-38 岩城ビル 4F
TEL. 023-642-6261 FAX. 023-633-4114

山形県社会保険協会

検索

URL <http://www.shahokyo-yamagata.jp/>



夏野菜のカレースープ

カレー粉は、健胃効果があり、消化を助けるため、夏バテや食欲不振時にも有効です。



材料 [4人分] ◎1人当たりおよそ239kcal

合い挽き肉 …… 200g	カレー粉 大さじ1と1/2
赤パプリカ …… 1個	コンソメ …… 小さじ2
中玉トマト …… 2個	塩 …… 小さじ1
なす …… 1本	オリーブオイル 大さじ3
ししとう …… 8本	水 …… 800ml
にんにく …… 2片	

作り方

- ① にんにくは包丁の腹で潰す。
- ② 野菜は食べやすい大きさに切る。ししとうは切らない。
- ③ 中火に熱した深めのフライパンにオリーブオイルと①を入れ、合い挽き肉を入れ加熱する。
- ④ ③に火が通ったら②を加え塩を振り、野菜がしんなりしてきたらカレー粉を加えよく混ぜる。
- ⑤ カレー粉の香りがあがってきたらコンソメと水を入れ煮立ったら完成。器に盛り付ける。



社会保険協会費納入のお願い



山形県社会保険協会では、会員である事業主さまのご協力のもと、社会保険制度の周知・広報や社会保険事業の円滑な推進、会員事業所に勤務する被保険者及びその被扶養者(ご家族)の皆さまの健康と福利増進のため、各種事業を行っております。

広報誌「社会保険やまがた」の隔月発行、社会保険事務講習会等の開催、指定施設利用の補助、人間ドック等の受診費用の助成などの事業を実施しており、これらの事業は納入いただいた会費により運営しております。

会員事業所さまにおかれましては、事業の趣旨にご理解賜り、令和8年度の会費納入につきましてよろしくお願い申し上げます。

6月にお送りしました「払込取扱票」により、7月末日まで納入していただきますようお願いいたします。



令和8年度「わたしと年金」エッセイ募集中

日本年金機構では、毎年11月を「ねんきん月間」とし、皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための啓発活動を展開しています。この取り組みの一環として、公的年金をテーマにしたエッセイを広く皆さまから募集しています。ふるってご応募ください。

内 容

公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族と公的年金のかかわり、公的年金制度をテーマにしたエッセイ。日本語で1,000～2,000文字程度。

応募締切 令和8年9月7日(月)(消印有効)

応募資格 中学生以上の方

賞 厚生労働大臣賞・日本年金機構理事長賞・優秀賞・入選

発 表 受賞作品は、11月に日本年金機構ホームページにて発表

後 援 厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会

詳細は、日本年金機構ホームページ【わたしと年金】をご覧ください。

